

## 金目川の河川改修に伴う 道路通行止めのお知らせ

二級河川金目川を管理する県では、現在、時間雨量50ミリメートルに対応できるように、平塚ガーデンホームズ付近から国道1号までの区間において河川改修工事を進めています。

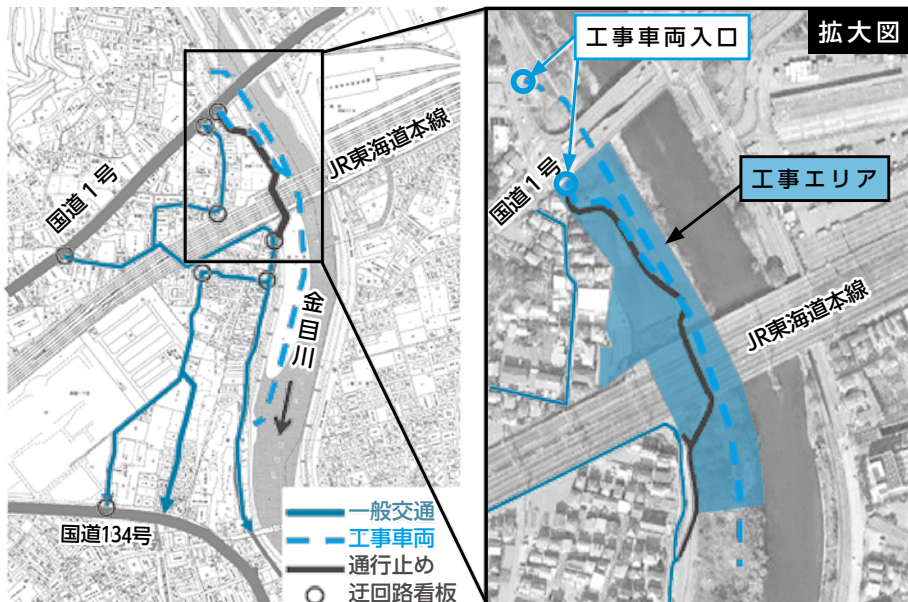
11月からは町内のJＲ高架橋付近から国道1号までの区間において護岸改修工事が始まりました。

この工事により、JＲ高架橋下付近から国道1号に通じる河川内の道路は車の通行ができなくなります。

また、工事期間中は自転車・歩行者も通行できなくなるため、現場の看板などに従い、迂回していただくようお願いいたします。

なお、護岸工事完成後は、サイクリング道路として、自転車・歩行者が通行できるよう整備される予定です。

工事中、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



問建設課 内線231

県平塚土木事務所 河川砂防第一課  
☎(22) 2711 (代表)

## 野焼き(屋外燃焼行為)は 禁止されています!

### 法令により原則禁止

家庭や事業所から出るごみ、庭や畑などで焼却する行為、いわゆる『野焼き』は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則禁止されています。特に、煙または悪臭を発生するおそれがある燃焼については「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(以下、「県条例」)により規制されています。

野焼きは、煙や悪臭で周囲の方々に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。また、火災の原因となるおそれもあります。野焼きは行わないようにしましょう。

### 例外として認められる場合

県条例で例外として認められる屋外燃焼行為は次のとおりです。

- ・「焼き畑、下枝の焼却」など農林業者が自己の農林業の作業に伴い行なう燃焼行為(合成樹脂、ゴム、油脂類又は布を含まないもの)
- ・「落ち葉たき」など、たき火その他日常生活を営む上で通常行なわれる燃焼行為であって軽微なもの

・「キャンプファイヤー」「バーベキュー」その他屋外レジャーにおいて通常行なわれる燃焼行為であって軽微なもの

・「どんど焼き」「正月のしめ縄などを焼く行事」など地域的慣習による催し、または、宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為

・消火訓練に伴う燃焼行為

・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために行なう燃焼行為

例外の燃焼行為であっても煙や臭気などにより、周辺に迷惑を掛けないようにしましょう。



問環境課 ☎(72) 4438

## 大磯・国府学童保育クラブ 運営事業者の決定

令和5年度から大磯及び国府学童保育クラブを運営する事業者を公募し、選定委員会において審査した結果、次のとおり事業者が決定しました。

学童保育クラブの運営が円滑に開始できるよう、説明会の開催など、事業者と準備を進めていきます。

なお、令和5年度の入所については、12月中旬頃から町ホームページや両学童保育クラブでお知らせします。

### 大磯学童保育クラブ

事業者名：株式会社明日葉 あしたば  
所在地：東京都港区芝4-13-3  
P.M.O田町東II 10 F

代表者：代表取締役  
大隈 太嘉志

### 国府学童保育クラブ

事業者名：社会福祉法人 恵伸会 けいしんかい  
所在地：平塚市田村2-11-5  
代表者：理事長 竹内 圭介



問子育て支援課 ☎内線305